

実施方針修正

| 修正後 | 修正前 |
|--|---|
| <p>2.3.2. 参加者の参加資格</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 建設企業</p> <p>(中略)</p> <p>b) 給排水設備企業</p> <p>給排水設備企業は、次の全ての要件を満たしていること。</p> <p>なお、給排水設備企業を複数の企業とする場合、<u>全ての企業がア、イの要件を満たし、かつ少なくとも1者がエ、オの要件を満たし、少なくとも1者がウの要件を満たしていること。</u></p> <p>ア　市の令和7年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ丸亀市建設工事指名競争入札参加者資格基準第3条の等級別格付けで管工事のA等級の格付けを受けていること。</p> <p>イ　建設業法第15条の規定による管工事の特定建設業許可を受けている者。</p> <p>ウ　丸亀市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所（主たる営業所（本社・本店）に限る。）を有すること。</p> <p>※営業所としての実態がないと市が判断した場合は、「制限付き一般競争入札及び指名競争入札における営業所認定基準」に準じて、本事業に参加できないものとする。</p> <p>エ　下記の要件を全て満たす工事の元請業者（共同企業体の場合は、出資比率が20%以上の構成員に限る。）としての施工実績がある</p> | <p>2.3.2. 参加者の参加資格</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 建設企業</p> <p>(中略)</p> <p>b) 給排水設備企業</p> <p>給排水設備企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、給排水設備企業を複数の企業とする場合、<u>全ての企業がアの要件を満たし、かつ少なくとも1者はア～オの要件を満たしていること。</u></p> <p>ア　市の令和7年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ丸亀市建設工事指名競争入札参加者資格基準第3条の等級別格付けで管工事のA等級の格付けを受けていること。</p> <p>イ　建設業法第15条の規定による管工事の特定建設業許可を受けている者。</p> <p>ウ　丸亀市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所（主たる営業所（本社・本店）に限る。）を有すること。</p> <p>※営業所としての実態がないと市が判断した場合は、「制限付き一般競争入札及び指名競争入札における営業所認定基準」に準じて、本事業に参加できないものとする。</p> <p>エ　下記の要件を全て満たす工事の元請業者（共同企業体の場合は、出資比率が20%以上の構成員に限る。）としての施工実績がある</p> |

| 修正後 | 修正前 |
|--|--|
| <p>こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年 4 月 1 日以降に工事が完成し、引渡しが完了した工事であること。 ・ 地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、一棟の延べ床面積が 900 m²以上の建築物（主要用途が工場、倉庫、駐車場その他これに類する建築物を除く。以下同じ。）の管工事（新築、増築又は改築における工事に限る。以下同じ。）であること。 <p>注) 共同企業体の構成員については、その出資比率を延べ床面積に乘じた面積を施工実績とみなす。</p> <p>才 下記の要件を全て満たす技術者（参加資格審査書類提出日において当該建設企業と 3 か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年 4 月 1 日以降に工事が完成し、引渡しが完了した工事であり、地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、一棟の延べ床面積が 900 m²以上の建築物（主要用途が工場、倉庫、駐車場その他これに類する建築物を除く。以下同じ。）の管工事の監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人としての施工経験があること。 ・ 工期（工期の終期は工事完了年月日とする。）の 2 分の 1 以上従事していること。 ・ 建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有すること。 | <p>こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年 4 月 1 日以降に工事が完成し、引渡しが完了した工事であること。 ・ 地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、一棟の延べ床面積が 900 m²以上の建築物（主要用途が工場、倉庫、駐車場その他これに類する建築物を除く。以下同じ。）の管工事（新築、増築又は改築における工事に限る。以下同じ。）であること。 <p>注) 共同企業体の構成員については、その出資比率を延べ床面積に乘じた面積を施工実績とみなす。</p> <p>才 下記の要件を全て満たす技術者（参加資格審査書類提出日において当該建設企業と 3 か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年 4 月 1 日以降に工事が完成し、引渡しが完了した工事であり、地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、一棟の延べ床面積が 900 m²以上の建築物（主要用途が工場、倉庫、駐車場その他これに類する建築物を除く。以下同じ。）の管工事の監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人としての施工経験があること。 ・ 工期（工期の終期は工事完了年月日とする。）の 2 分の 1 以上従事していること。 ・ 建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有すること。 |

| 修正後 | 修正前 |
|---|--|
| <p>注) 共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、その出資比率を延べ床面積に乘じた面積を施工実績とみなす。</p> <p>c) 電気設備企業の要件</p> <p>電気水設備企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、電気設備企業を複数の企業とする場合、<u>全ての企業がア、イの要件を満たし、かつ少なくとも1者がエ、オの要件を満たし、少なくとも1者がウの要件を満たしていること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市の令和7年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ丸亀市建設工事指名競争入札参加者資格基準第3条の等級別格付けで電気工事のA等級の格付けを受けていること。 イ 建設業法第15条の規定による電気工事の特定建設業許可を受けている者。 ウ 丸亀市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所（主たる営業所（本社・本店）に限る。）を有すること。 <p>※営業所としての実態がないと市が判断した場合は、「制限付き一般競争入札及び指名競争入札における営業所認定基準」に準じて、本事業に参加できないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> エ 下記の要件を全て満たす工事の元請業者（共同企業体の場合は、出資比率が20%以上の構成員に限る。）としての施工実績があること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが完了した工事であること。 | <p>注) 共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、その出資比率を延べ床面積に乘じた面積を施工実績とみなす。</p> <p>c) 電気設備企業の要件</p> <p>電気水設備企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、電気設備企業を複数の企業とする場合、<u>全ての企業がアの要件を満たし、かつ少なくとも1者はア～オの要件を満たしていること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市の令和7年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ丸亀市建設工事指名競争入札参加者資格基準第3条の等級別格付けで電気工事のA等級の格付けを受けていること。 イ 建設業法第15条の規定による電気工事の特定建設業許可を受けている者。 ウ 丸亀市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所（主たる営業所（本社・本店）に限る。）を有すること。 <p>※営業所としての実態がないと市が判断した場合は、「制限付き一般競争入札及び指名競争入札における営業所認定基準」に準じて、本事業に参加できないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> エ 下記の要件を全て満たす工事の元請業者（共同企業体の場合は、出資比率が20%以上の構成員に限る。）としての施工実績があること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが完了した工事であること。 |
| | |

| 修正後 | 修正前 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、一棟の延べ床面積が 900 m²以上の建築物（主要用途が工場、倉庫、駐車場その他これに類する建築物を除く。以下同じ。）の電気工事（新築、増築又は改築における工事に限る。以下同じ。）であること。 <p>注) 共同企業体の構成員については、その出資比率を延べ床面積に乘じた面積を施工実績とみなす。</p> <p>オ 下記の要件を全て満たす技術者（参加資格審査書類提出において当該建設企業と 3 か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 4 月 1 日以降に工事が完成し、引渡しが完了した工事であり、地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、一棟の延べ床面積が 900 m²以上の建築物（主要用途が工場、倉庫、駐車場その他これに類する建築物を除く。以下同じ。）の電気工事の監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人としての施工経験があること。 工期（工期の終期は工事完了年月日とする。）の 2 分の 1 以上従事していること。 建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有すること。 <p>注) 共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、その出資比率を延べ床面積に乘じた面積を施工実績とみなす。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、一棟の延べ床面積が 900 m²以上の建築物（主要用途が工場、倉庫、駐車場その他これに類する建築物を除く。以下同じ。）の電気工事（新築、増築又は改築における工事に限る。以下同じ。）であること。 <p>注) 共同企業体の構成員については、その出資比率を延べ床面積に乘じた面積を施工実績とみなす。</p> <p>オ 下記の要件を全て満たす技術者（参加資格審査書類提出において当該建設企業と 3 か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 4 月 1 日以降に工事が完成し、引渡しが完了した工事であり、地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、一棟の延べ床面積が 900 m²以上の建築物（主要用途が工場、倉庫、駐車場その他これに類する建築物を除く。以下同じ。）の電気工事の監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人としての施工経験があること。 工期（工期の終期は工事完了年月日とする。）の 2 分の 1 以上従事していること。 建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有すること。 <p>注) 共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、その出資比率を延べ床面積に乘じた面積を施工実績とみなす。</p> |